

令和6年度運動部活動地域移行支援事業費補助金 交付要綱

(事業目的)

第1条 公益財団法人日本ソフトテニス連盟が策定した運動部活動地域移行推進計画に基づき、地域クラブの設置を推進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は次のとおりとする。

(1) 地域クラブ設置推進事業

中学生競技者4名以上を受け入れて年間10回程度活動をする既存のスポーツ少年団又は小学生クラブチームを支援する。

(2) 指導者確保・資質向上事業

(公財)日本スポーツ協会公認スタートコーチ資格と(公財)日本ソフトテニス連盟公認2級審判員資格の新規取得を推進する。

(3) レクリエーション志向大会事業

都道府県規模又は9ブロック規模で、「中学生」を対象としたグレード別大会開催を支援する。(学校部活動や地域クラブ活動を問わず、誰もが参加できる大会であること。)

(4) 休日活動支援事業

都道府県連又は市区町村連盟が主催する中学生を対象にした定期的な休日の活動を支援する。(年間10回程度。学校や地域クラブを特定しない練習会や交流会等で、参加中学生10名以上であること。)

(実施団体)

第3条 本事業の実施団体は、都道府県連盟、市区町村連盟(協会)、(公財)日本ソフトテニス連盟に会員登録しているクラブ団体等とする。ただし、第2条第2号の事業は都道府県連盟に限る。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和7年2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、事業実施に要する経費として次に掲げるものとする。

(1) 施設使用料(テニスコート使用料、会議室使用料等)

(2) 第2条第1号又は同条第4号に携わる者の同条第2号に規定する講習会の受講料補助は、1人あたりの上限額を次のとおりとする。

ア スタートコーチ 5,000円

イ 2級審判員 2,000円

(3) 傷害保険料

(4) 講師の謝金は、1人1日あたり5,000円を上限とする。

(5) 運営スタッフの日当は、1人1日あたり2,000円を上限とする。

(6) 講師および運営スタッフの交通費は、都道府県連盟が規定する額を上限とする。

(7) 上記のほか、消耗品費、会議費、通信運搬費などは合計額 10,000 円を上限とする。

(補助対象外経費)

第 6 条 次に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- (1) ハンドブック等の教材費
- (2) 資格の登録申請料
- (3) 講師、運営スタッフ、参加者の食事代、飲み物代
- (4) 他の補助金制度等の対象となっている経費
- (5) その他参加者個人が負担すべき経費

(補助金額)

第 7 条 補助金額は、1 都道府県あたり 200,000 円を上限とする。

(実施の手続き)

第 8 条 本事業の実施の手続きは次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、事業実施の 2 週間前までに運動部活動地域移行実施計画書（様式 1。以下「計画書」という。）を作成し、都道府県連盟に提出する。
- (2) 都道府県連盟は、前号の計画書を取りまとめ、事業実施の 1 週間前までに日本連盟に提出する。
- (3) 実施団体は、事業終了後 30 日以内に運動部活動地域移行実績報告書（様式 2。以下「報告書」という。）を作成し、都道府県連盟に提出する。
- (4) 都道府県連盟は、前号の報告書を取りまとめ、すみやかに日本連盟に提出する。
- (5) 日本連盟が報告書の内容が適正であると認めたときは、実施団体の指定口座に補助金を振り込む。

(補助金の返還)

第 9 条 実施団体が次の各号の一に該当する場合は、日本連盟は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金等を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助事業等の施行方法が不適正であるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付の条件に違反したとき。

(補助金の経理)

第 10 条 実施団体は、本事業に関するの収支を他の経理と区別し、帳簿の作成により補助金の使途を明らかにする。

2 実施団体は、帳簿の作成とともに支出内容を証する書類（領収書等）を整備し、事業完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。